

郡山市上下水道局電子契約実施要綱

令和5年9月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が締結する電子契約に関し、郡山市電子契約実施規程（令和5年郡山市訓令第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子契約 電子契約サービスを利用して締結する契約をいう。電子契約サービスサービス提供事業者が当該サービスを利用する者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を電子契約書に対し行うとともに、同電子契約書を保存及び管理するサービスをいう。

(2) 電子契約サービス サービス提供事業者が当該サービスを利用する者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を電子契約書に対し行うとともに、同電子契約書を保存及び管理するサービスをいう。

(3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。

(4) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。

(5) アカウント 電子契約サービスを利用するための権利をいう。

(6) パスワード 電子契約サービスを利用するために必要となる符号をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、管理者が締結する契約に利用するものとする。ただし、書面で行うことが法令等において定められている契約又は電子契約によることが適当でないと認められる契約を締結する場合は、この限りでない。

(運用管理者)

第4条 電子契約サービスの適正な管理を行うため、上下水道局電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、上下水道局総務課長をもって充てる。

3 運用管理者は、電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理に必要な職務を行うものとする。

(アカウント等の取扱い)

第5条 アカウントは、運用管理者が設定手続きを行い、電子契約サービスを利用する所属（以下「利用所属」という。）へ付与する。

2 アカウントの変更手続きは、運用管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、利用所属の職員（以下「職員」という。）がこれを適正に行わなければならない。

4 パスワードの設定、管理及び変更は、利用所属における課長等（課長及び出先機関の長をいう。以下同じ。）が行うものとする。

5 職員は、パスワードを厳重に管理し、漏えいその他の事故の防止に努めなければならない。

(電子契約サービスの利用)

第6条 管理者は、電子契約サービスを利用しようとするときは、電子契約サービスを利用して電子契約を締結することについて、契約相手方の意思を確認するものとする。

(電子契約書の管理)

第7条 電子契約書の原本は、電子契約サービスにより保存及び管理される電子契約書とする。

2 利用所属は、電子契約書の複製を作成し、郡山市上下水道局文書等取扱規程第2条第9号に規定する文書管理システムに保存するものとする。

(事故報告)

第8条 課長等は、電子契約サービスの不正な利用若しくはその恐れがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、直ちに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項による報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

3 パスワードの漏えいその他の事故があったときは、直ちにその旨を運用管理者に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。